



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 宮町浄水場直流電源設備整備修繕
- 2 事業者名 (株)北海道ジーエス・ユアササービス
- 3 特定理由 本直流電源設備は受電設備やコントロールセンタなどの制御電源として使用している重要なプラント設備機器である。

本修繕は整流器の主要部品である基板の交換整備、及び蓄電池の交換を行い、故障の予防保全と電源設備の延命を行うものである。

本修繕において交換する基板や部品は、引き続き使用する整流器と一体として設計製作されなければ機能しない。従って交換にあたっては現在使用されている基板と同一でなければならず、製造メーカーのみが保有する技術及びデータが必要不可欠である。

本修繕の対象となる直流電源設備は、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション(旧社名：(株)ユアサ・コーポレーション)が製作し納入したものであり別紙のとおり、業務区分を定め、保守点検・修繕等は子会社である(株)北海道ジーエス・ユアササービスが行うこととしている。

よって本修繕は(株)ジーエス・ユアサ製品を道内で唯一取扱う(株)北海道ジーエス・ユアササービスのみが施工することができる。

以上の理由から、上記業者を特定する。

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

#### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準(平成29年4月17日 総務課長決裁)」に定められる。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

1. 件名 白川第3浄水場ろ過池コントロール弁整備修繕
2. 業者名 株式会社 本山製作所
3. 特定理由  
本修繕の対象機器は、白川第3浄水場の処理水量を制御用計算機にて自動制御するために設置されている、ろ過流量コントロール弁である。  
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行って機器の機能の回復を図るものであるが、対象機器は白川第3浄水場用として特別に設計・製作されたものであり、そのデータは一般に公開されていない。  
上記業者は、当該機器の設計・製作者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 白川導水ポンプ場No. 3導水ポンプほか整備修繕
- 2 業者名 株式会社 荏原製作所 北海道支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、第3浄水場に原水を送る渦巻ポンプ及び付属機器である。  
本修繕は機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。  
上記業者は、当該機器の設計・製作を行った業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所有している唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

## 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。